2002年7月11日 (平成14年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾 裕夫

下水道使用料賦課徴収業務における神奈川県企業庁水道局への下水道データを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2002年(平成14年)7月2日付けで諮問(第108号)された下水道使用料賦 課徴収業務における神奈川県企業庁水道局への下水道データを外部提供すること及び外 部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 同条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、下水道使用料賦課徴収業務に必要な個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

- (1) 業務の概要について
 - ア 本市では、平成15年4月から下水道使用料の賦課徴収業務を神奈川県企業庁 水道局(以下「水道局」という。)に委託する「上下水道料金一括納付制度」を 実施する。現在、制度移行のための準備を進めているが、より円滑に制度を移行 させるためには、使用者に対する十分な周知及び制度移行後の上下水道料金の支 払い方法の確認が不可欠となる。
 - イ 具体的には、水道料金と下水道使用料の支払い方法が異なる下水道使用者に対して、個別通知による周知を行っている。また、水道料金を口座振替で支払い、 下水道使用料を金融機関等の窓口で直接支払っている等の使用者に対しては、上 下水道料金の支払い方法の確認をするとともに、併せて口座振替での支払いを希

望する場合は、制度移行時に現在の水道料金の支払い口座から、上下水道料金を 一括して口座振替で支払うことの同意書の提出を依頼し、回収を行っている。

(2) 外部提供する必要性について

ア 上下水道料金収納の実施機関となる水道局は、本年9月より、支払い方法の異なる使用者に対し周知及び確認を行い、さらに、全ての水道使用者に制度移行後の支払い方法の確認を行うこととなり、本市をはじめとする「上下水道料金一括納付制度」に関係する22の市町に対して、下水道使用料の支払い方法等の情報について、水道局から外部提供の要請があった。

- イ 本市は円滑な制度移行をめざす理由から、全ての水道使用者に制度移行につい ての説明や、移行後の上下水道料金の支払い方法の確認を水道局が行うために、 下水道使用料の支払い方法等の個人情報を外部提供する必要性があると判断した。
- ウ 外部提供する個人情報の内容は、①下水道使用料口座情報(銀行名・支店名・ 口座種別・口座番号・口座名義人氏名)、②同意情報(下水道使用者名・連絡先 電話番号)であり、平成14年9月、平成15年1月、2月の3回、磁気テープ により神奈川県企業庁水道局に提供する。
- (3) 本人に通知しないことの合理的理由について

水道局が行う周知と支払い方法の確認については、制度移行後、使用者が希望する支払い方法とするためのものであり、特に使用者に通知しないことが不利益となるものではないこと、また、対象件数が全水道使用者約14万件と件数が多く、通知にかかる費用や事務量が膨大となり効率性が著しく損なわれることから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

藤沢市として円滑な制度移行をめざす理由から、水道局が全ての水道使用者に制度移行についての説明や、移行後の上下水道料金の支払い方法の確認を行ううえで 必要な下水道使用料の支払い方法等の個人情報を外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、制度移行後に使用者が希望する支払方法とするためのものであり、通知しないことが本人に不利益となるものではなく、また通知する対象者が多数で当該通知の費用及び事務量が膨大となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認める。